

8つの機能空間

それぞれの地域で望まれる多摩川のイメージを描いて。

機能空間区分は、有識者や住民のアンケート結果などに基づき、地域特性や地域社会の要請に応じて設定されました。上流から下流にかけてさまざまな表情を持つ多摩川にふさわしく、それぞれの地域に合った利用と自然の保全が図られています。



避難空間



① 避難空間

災害時に、安全を確保するスペース。



災害時に沿川住民が避難できるよう、安全な広場が確保できる空間。平常時は、②③④空間、また必要に応じて、その他の機能空間も避難空間として使用する場合もあります。

人工系空間

人工系空間の4つの原則

人工系空間では、ふさわしいルールを設けて、秩序ある利用を図っていきます。

- 万人が使える日が適切にあること
- 裸地化を極力さけること
- 生態系および水質への悪影響が懸念される化学物質は、極力使用しないこと
- 多くの市民の要望を受けていること



② 地先施設レクリエーション空間
地域に密着した、くつろぎのスペース。



児童公園や親水広場など、近隣の住民が身近に憩える空間です。



③ 広域施設レクリエーション空間
多くの人々が遊べる、
広々としたスペース。



総合公園、自由広場など広域の
住民がレクリエーションを楽しめる
空間です。



④ 運動・健康管理施設
健康を支える、施設も
備えたスペース。



運動広場や球技場など健康増
進のための公共施設が整備さ
れた空間です。

自然型空間

自然系空間の管理方針

- むやみな人や車の出入りを制限する。(生態系保持空間では、学術研究などの目的を除いて、原則禁止とする。)
- やむをえず、仮設工事などが必要な場合には、植物を一時的に移すなど、もともとある自然環境を保つ対策を行う
- 貴重な生物の種などを保全する対策を行っていく



⑤ 自然レクリエーション空間
「遊び」を中心に、自然
と戯れるスペース。



原っぱ、水遊び場、釣り場など
多摩川の自然を生かしたレク
リエーション空間です。



⑥ 文教空間
「学び」を中心に、自然
と親しめるスペース。



自然観察広場、水辺の楽校など
多摩川の自然環境を教育の一
環として学ぶことのできる空間
です。



⑦ 情操空間

「情操」を大切にする、
自然にあふれたスペース。



身近な自然を保全もしくは保護
することで、住民の情操観念を
育成する空間です。

生態保持空間



⑧ 生態保持空間

貴重な生態系を保ち、
自然を守るスペース。

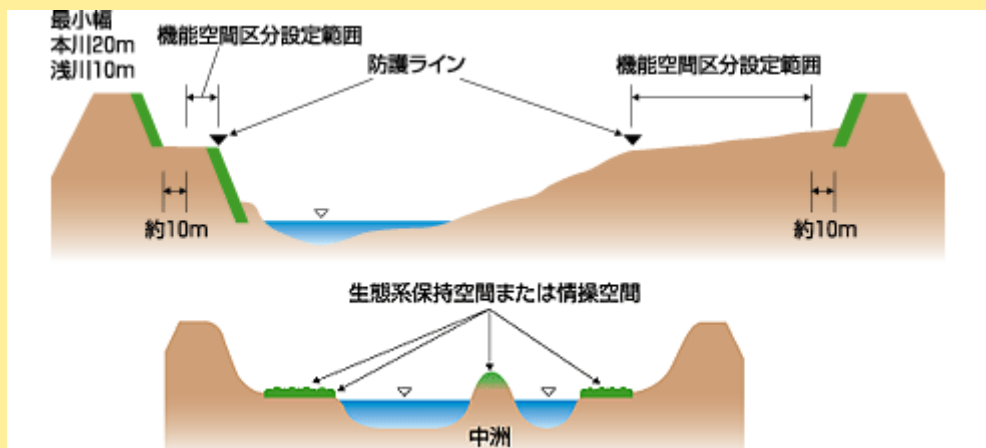


学職経験者など専門家による生
態学的な観点から、動物や植物
などの生息・生育地として特に
保全する必要があると認められ
た区域です。このため、必要に
応じて河川生態学術研究地区
(福生市永田地区)のように、本
来の生態系の回復を旨としま
す。

機能空間区分の設定について

● 原則的な設定範囲

機能空間区分に設定されている場所は、防護ライン(河岸維持管理法線)の堤防側の区域です。防護ラインとは、洪水を安全に流下できるなど維持管理の目安となるもので、河川敷の幅、河川敷の利用状況に応じて設定されています。ただし、⑦情操空間と⑧生態系保持空間については、防護ラインに関係なく、自然状況に応じて水際付近まで含まれます。※1



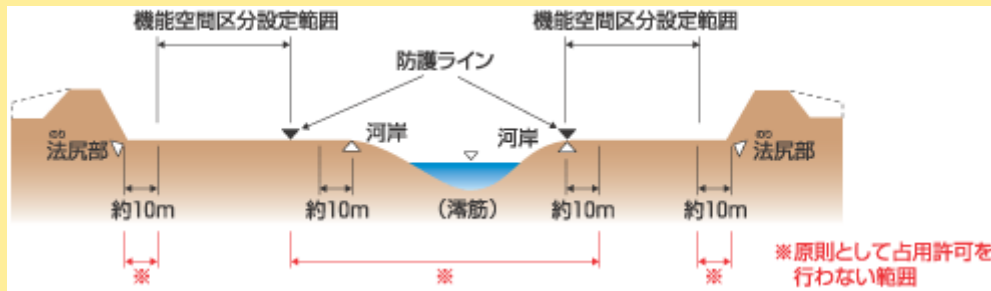
※1 設定されていない区間について

日頃から土砂の堆積が見られたり、治水の関係上問題のある箇所、並びに、堤防の法尻(のりじり)部、滯筋が安定しない浅川の特殊防護区間(湯殿川合流地点より上流区間)については、機能空間の設定を行いません。また、防護ラインの滯筋側についても、洪水によって地形が変形しやすいこと等から、⑦情操空間、⑧生態系保持空間以外の機能空間の設定は行いません。

● 機能空間区分と占用許可の考え方

機能空間の利用に関しては、原則として堤防の法尻部(斜面が水平面または暖い傾斜面に移行する部分)と河岸部分の約10m程度、さらに防護ラインの滯筋側はグラウンド等に使用することはできません。ただし、すでにある程度の広さを持つ河川敷が存在していて、当面の間、洪水対

策の工事が行われない区間では、洪水の起きた際に支障をきたさない形^{※2}であれば、引き続き利用することができます。



※2 例外について
多摩川や浅川の自然とのふれあいを進めるための施設については、調整・検討した上で利用が許可されます。